



論点整理

第七章 その他諮問で提起された事項の在り方 ③

特別支援教育（通常の学級、通級による指導 ①）

通常の学級における合理的配慮の提供の充実等

- ◆ 障害のある子供たちに対して、過重な負担がない範囲での合理的配慮の提供を促す観点から、その考え方などを明らかにする方向で検討すべき。また、学習の過程における困難さに対して、困難さが生じる要因を踏まえた対応を示すことを検討すべき



通常の学級に在籍する障害のある子供たちが通級による指導を利用する場合の特例的な取扱い

- ◆ 通常の学級に在籍する通級による指導を受ける障害のある子供たちに対して、障害のない子供たちとできる限り共に学びながら、障害の状態等に応じたきめ細かな指導の実現を図る観点から、以下のような教育課程の特例的な取扱いを認めることを検討すべき
 - 通級による指導において、自立活動の指導に加えて、障害の状態等を踏まえ特に必要がある場合には、各教科の指導を行うことを可能とすることを検討すべき。通級による指導の授業時間数や修得単位数の上限を見直すことや、教育課程の編成に当たって、発達障害などの障害種ごとの配慮事項を示すことについても検討すべき
 - 通級による指導を含め、教育課程全体を通じて、児童生徒の障害の状態等を考慮した教育課程の編成を行い、例えば、各教科の目標・内容の一部について、障害の状態等を考慮したものに入れ替えることや取り扱わないことなどについても検討すべき
 - 障害による困難の改善・克服を目的とする指導の充実を図る観点から、通級による指導において、自立活動を取り入れることを明確にすべき

互いにきちんと意見を言い合う

くんし わ どう しょうじん どう わ
君子は和して同ぜず、小人は同じて和せず。

（訳）君子は人と調和することができるが、人の意見にいい加減に賛成しない。

反対に小人は自分の考えをもたずに、すぐに賛成してしまう。

出典：「壁を乗り越える論語塾」安岡定子著（PHP研究所）